第二十四号様式を次のように改める。

土地課税台帳及び土地補充課税台帳

土地の所在			地番			等級																
地目	地積	年度	価格	課税標準額	価格登録年月日	内歩	沿革	登記年月日	所有者、質権者、地上権者			現に所有している者、所有者とみなされる者					敷地権の表示のされた家屋の所在及び建物の名称	摘要
						名称		事由	住所	氏名又は名称	個人番号又は法人番号	住所	氏名又は名称	個人番号又は法人番号	登録年月日			
			円	円														

第24号様式記載要領

1　登録した価格を修正する場合においては朱書をもつてし、その旨「摘要」の欄に記載すること。

2　「現に所有している者、所有者とみなされる者」の欄には、法第343条第２項後段、第４項、第５項及び第７項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者を登録すること。

3　「個人番号又は法人番号」欄には、所有者、質権者、地上権者、現に所有している者又は所有者とみなされる者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載すること。

4　敷地権の表示に係る権利が所有権又は百年より長い存続期間の定めのある地上権である土地にあつては、敷地権の表示のされた区分所有に係る家屋の所在及びその一棟の建物の名称を「敷地権の表示のされた家屋の所在及び建物の名称」の欄に記載するとともに、「摘要」の欄には敷地権の種類を記載すること。

5　土地課税台帳及び土地補充課税台帳は、地番順に作成し、大体200葉をもつて１冊とし、下記の様式の表紙を付けること。

郡
市　　町
村　大字

土　地　課　税　台　帳
（土 地 補 充 課 税 台 帳）

何　市　区　役　所
何　町　村　役　場

6　共有に係る土地にあつては、下記の様式の共有者氏名表を添付すること。なお、所有権又は百年より長い存続期間の定めのある地上権の共有持分が専有部分の敷地権として表示されている土地にあつては、「家屋番号」の欄に共有持分に対応する専有部分の家屋番号を記載すること。

共有者氏名表																				
土地の所在									地番											
登記年月日	共有持分	年度	価格	課税標準額	住所	氏名又は名称	個人番号又は法人番号	家屋番号	登記年月日	共有持分	年度	価格	課税標準額	住所	氏名又は名称	個人番号又は法人番号	家屋番号			
事由									事由											
			円	円								円	円							

7　土地課税台帳は、従来の土地台帳の副本を適宜使用して差し支えないものであること。

8　法第349条の３、第349条の３の２、附則第15条、第15条の２又は第15条の３の規定の適用を受ける土地にあつては、その旨（法第349条の３の３の規定により住宅用地とみなされて法第349条の３の２の規定の適用を受ける土地にあつては、その旨）「摘要」の欄に記載するとともに、「価格」の欄には、価格及び価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を登録すること。

9　「課税標準額」の欄には、法第349条の３、第349条の３の２、附則第15条、第15条の２又は第15条の３の規定の適用を受ける土地にあつては価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、これらの規定の適用を受けない土地にあつては価格を、それぞれ登録すること。ただし、法附則第18条、第19条第１項又は第19条の４の規定の適用を受ける土地については、これらの額に代えて、法附則第28条第１項各号に定める額若しくは同条第２項各号に定める合算額又は比準課税標準額（比準課税標準額が二以上にある場合には、これらの合算額）をその区分を明らかにして登録すること。

10　法附則第19条の３の規定の適用を受ける市街化区域農地（法附則第19条の４の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については、新たに法附則第19条の３の規定が適用されることとなる年度及び基準年度において当該市街化区域農地に係る法附則第19条の３第１項に規定する課税標準となるべき額を「摘要」の欄に登録すること。

11　法附則第17条の２第１項の規定の適用を受けるものについては、その旨を明らかにする表示を「摘要」の欄に記載すること。

12　この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。